

No.	質問事項	回答
1	(a) 青森県青森市浅虫蛸谷70 (b) 秋田県秋田市土崎港西一丁目13-13 それぞれの実施場所で車庫証明の取得は可能という理解でよいか。	実施場所での車庫証明の取得は可能です。
2	(a) 青森県青森市浅虫蛸谷70 使用・占用料(年額)約16,000円であるが、実施期間が令和6年7月～令和6年11月の5ヶ月間になる場合、使用・占用料はいくらになるか。	使用・占用料(年額)は約16,000円であり、今回のカーシェアリング社会実験の実施期間に合わせた日割り計算となります。例えば7月～11月の153日であった場合、6,700円程度となります。
3	公募要領の「運営管理の妥当性(加点評価項目)」について、「ラウンドトリップ方式カーシェアリングにシステムが対応できる、または実験開始時に対応可能な状況にあること。」と記載されているが、このシステムとは何を指すのか?運営会社のカーシェア基幹システムの認識でよいか?それとも別のものを指すのか?	運営会社のカーシェアリング基幹システムの認識でかまいません。
4	公募要領の「運営管理の妥当性(加点評価項目)」について、ラウンドトリップ方式カーシェアリングにおいて運用実績が有る場合に提出する証明書類とは、どのような書類を提出すれば良いか?	運用実績が把握出来る内容であれば書類形式は問いません。
5	公募要領の「運営管理の妥当性(加点評価項目)」の「車両を5台以上保有し、カーシェアリング事業を運用している実績」について、台数は現在の保有台数を記載するのか?それとも将来の配備計画台数を記載するのか?	現在、保有している台数のうち運用可能な台数を記載してください。
6	公募要領の「運営管理の妥当性(加点評価項目)」の「車両を5台以上保有し、カーシェアリング事業を運用している実績」について、運用できる台数とは、具体的にどのような台数のことを指しているのか?	No. 5の回答と同様です。
7	公募要領の「運営管理の妥当性(加点評価項目)」の「車両を5台以上保有し、カーシェアリング事業を運用している実績」について、配備計画とは何年から何年を指しているのか?	現在の車両またはカーシェアリングの配置計画を可能な範囲で記載してください。
8	社会実験の実施箇所について、3箇所のうち1箇所のみでの参加は可能か?	3箇所全てでの実施となります。1～2箇所での実験参加は出来ません。
9	駐車スペースの区画線について、区画線に決まりはあるか?塗装、路面用のラインテープでも良いか?	駐車スペースの区画線について施工方法は問いませんが、容易に破損や剥離が生じないものとしてください。また、仙台地区については路上でのカーシェアリングであることから、区画線に加え通行車線との区分けポール、区画のカラー舗装等の路上工事が必要となります。詳細な施工方法は各地区の各管理者との協議となります。
10	駐車スペースの区画線について、社会実験終了後、区画線を元へ戻す必要はあるか。	参加規約第11条(公募要領P26)に記載のとおりです。なお、区画線についても実験機器・設備等に含まれます。
11	ステーション施設について、車両前に三角コーンを設置する運用の仕方を行っているが可能か。	可能です。
12	社会実験事業(ステーション)看板について、どのような看板を想定しているのか?	幅1.0m、高さ1.5m(基礎付)程度を想定しております。詳細については各地区の各管理者との協議となります。
13	利用者アンケート調査の実施について、アンケート調査の方法については、どのようなものを想定しているか?	アンケート手法については、実験参加者選定後、詳細について協議となります。
14	公募要件の「24時間緊急対応可能な安全管理体制が確保できていること」とは、自動車保険のロードサービスでの対応が良いか?	自動車保険のロードサービス等も含めて、速やかな対応を行える管理体制の構築を想定しております。
15	市町村税に関し未納がないことを証する納税証明書(該当市町村の税窓口にて交付のもの)について、用意する納税証明書は、(a)青森県青森市浅虫蛸谷70への応募であれば青森市の納税証明書の認識で合っているか。	実験参加者の事業所が属する市町村の納税証明書でかまいません。
16	公募要領の「運営管理の妥当性(加点評価項目)」の「車両を5台以上保有し、カーシェアリング事業を運用している実績」について、今回の社会実験で各箇所運営車両1台となっているが、「運用できる台数を記載」とは何を指すのか。あわせて配置計画についても具体的に教えてほしい。	No. 6、No. 7の回答と同様です。
17	公募要領の「利便性・安全性を高める取組方法も妥当性(加点評価項目)」について、利用者利便性の向上につながる工夫として具体的な提案⑥利用促進や利用誘導のためのプッシュ通知等の実施(センシングの応用)とは、具体的にどのようなものを想定しているのか?	実験参加者の取り組み内容となるため、具体的な例をお示しすることは出来ません。
18	公募要領の「検証への協力の提案(加点評価項目)」の実験における国土交通省へのデータの提供、利用者数・個人属性等の提供について、個人の属性等とは具体的にどのようなものを想定しているのか?	利用者の年齢、性別(任意)、お住いの地域、法人利用、個人利用といった項目を想定しております。
19	公募要領の「検証への協力の提案(加点評価項目)」の実験における国土交通省へのデータの提供、利用者数・個人属性等の提供について、データ提供にあたって、秘密保持等の契約を結ぶ必要があるが可能か?	今回の社会実験で提供して頂く情報には、個人を特定する情報は含まれないため、秘密保持等の契約を結ぶことは考えておりません。